

協議 6

■ 登録申請に係る協議概要

項目		内容
申請区分		更新登録申請
運送主体	法人名	特定非営利活動法人 こころ楽楽
	代表者名	理事長 富山 孝三郎
	設立年月日	平成24年6月14日
	事務所名	特定非営利活動法人 こころ楽楽
	事務所所在地	新潟市東区大形本町5丁目10-18
法人の活動内容		<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法に基づく福祉有償運送事業 ・障害者自立支援法に基づく移動支援事業 ・福祉・医療機関、就労支援機関等との連携に関する事業 等
登録申請(協議依頼)の経緯		福祉有償運送事業を今後も継続して行うため、更新登録申請する。
運送を必要とする理由		障がいの特性(歩行障害、パニックになる、大声を出す等)により、利用会員の公共交通機関利用が困難なため。
運送の対象	対象者の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい児・者 1名 ・知的障がい児・者 100名 計 101 名
	対象者の居住地	対象者はすべて新潟市を居住地としている。
形態運送等の	運送の区域	発地又は着地のいずれかが新潟市にある。
	複数乗車	複数の利用会員を同時に輸送することも想定している。
使用車両	福祉車両・セダン車両所有・持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・セダン車両 7台 (法人所有6台、持込1台) 計 7 台 ※車検証により指針に沿った車両であることを事務局で確認済
	車両の表示等	すべて適正に表示されている
運転者の要件	免許種別、資格・講習	<ul style="list-style-type: none"> ・中型1種免許 (国認定講習受講者) 9名 ・大型1種免許 (国認定講習受講者) 1名 計 10 名 ※運転免許証及び講習修了証により指針に沿った運転者であることを事務局で確認済
	過去2年間の免許停止	全員過去2年間において免許停止を受けていない
	概ね70歳以下であること	全員70歳以下
	特例措置	

項目		内容	
損害賠償措置	損害賠償限度額	すべての車両において、対人・対物無制限	
	免責要件	実施主体の法令違反が原因の事故について免責となっていない	
	期間中の支払額制限	期間中の支払額に制限なし ※保険証書により指針に沿った損害賠償措置であることを事務局で確認済	
運送の対価	運送の対価	走行1キロあたり60円 ※運送料金の減免 運送料金から以下の項目の対象者を50%の減免とする ・生活保護世帯	
	運送の対価以外の対価	当事業所の通常事業実施地域外(北区・東区以外)の地域にお住まいの方については、ヘルパーが訪問するための派遣交通費として、通常の事業実施地域の境から派遣地までの距離、1kmあたり20円をいただくこととする。	
	複数乗車の対価	複数乗車の場合1運行1契約とし、上記料金(走行1キロあたり40円)を利用者の数で割る。(タクシー等の相乗りと同様に、複数乗っても1人に対する対価と同じにする)	
管理運営体制	運行管理業務	運行管理責任者及び代務者の選任	選任されている
		指針に沿った運行管理業務が実施できるか	指針に沿った運行管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	整備管理業務	整備管理責任者の選任	選任されている
		指針に沿った整備管理業務が実施できるか	指針に沿った整備管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	事故対応	事故対応責任者の選任	選任されている
		指針に沿った事故に対する対応について教育指導を行い、事故発生時の対応について備えているか	指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	苦情対応	苦情処理責任者の選任	選任されている
		指針に沿った苦情の対応ができるような体制は整えているか	指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
法令順守	欠格事由	1年以上の懲役又は禁錮の刑	役員全員が懲役又は禁錮の刑を受けていない
	登録の取消し	登録の取消し	登録の取消しは受けていない
輸送実績等	前年度実績	延利用件数 (件)	6,217件 (平成31年4月～令和2年3月の実績。以下同じ)
		実利用会員数 (人)	1,101人 (前年度の月の実利用会員数合計)
		運行距離数合計 (km)	80,580km
		利用料金合計 (円)	2,779,715円
	過去2年間における事故報告	なし	
	過去2年間における苦情報告	なし	